

# 全国学校安全教育研究会 会則

## 第一章 総則

第一条（名称） 本会は、全国学校安全教育研究会（略称 全安研）と称する。

第二条（会員及び組織）

- 1 本会は、全国の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員並びに教職員関係者で、本会の目的に賛同する個人及び団体を会員とする。
- 2 本会は、各都道府県の安全教育に関する研究会を単位母体として組織する。

第三条（事務局）事務局は、会長の指定する学校におく。

## 第二章 目的及び事業

第四条（目的） 本会は、学校安全教育に関する調査、研究並びに普及推進を図ることを目的とする。

第五条（事業） 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 都道府県単位の研究会並びに傘下研究会との連携及び協力。
- 2 機関誌、研究資料等の作成配布。
- 3 その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 役員及び任務

第六条（役員） 本会に次の役員を置く。

- 1 会長一名、副会長若干名、会計二名、会計監査二名とする。
- 2 会長、会計及び監査は、理事会において選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 理事は都道府県単位に選出する。

第七条（会長・副会長の任務）

- 1 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

第八条（理事の任務）

理事は、理事会を組織する。

第九条（会計の任務）

会計は、会計を処理する。

第十条（監査の任務）

監査は、会の会計を監査する。

第十一条（役員の任期）

- 1 役員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

第十二条（顧問） 1 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

## 第四章 会議

第十三条（理事会）

- 1 理事会は、会長が招集し、会に関する重要事項について審議し、決定する。
- 2 理事会は、会長・副会長・会計及び理事をもって構成し、原則として年一回以上開催する。

## 第五章 特別委員会

### 第十四条（特別委員会）

- 1 本会の事業を推進するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会は、会長が委嘱する。

## 第六章 事務局

### 第十五条（事務局）

本会の事務を行うために事務局を置く。

### 第十六条（事務局・事務局員）

- 1 事務局に事務局長一名。事務局次長一名、事務局員若干名を置く。
- 2 事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が委嘱し、理事会に報告する。
- 3 事務局長及び事務局次長の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

## 第七章 会計

第十七条（会計） 本会の経費は、各都道府県の安全教育に関する研究会からの寄付金、その他をもってあてる。

### 第十八条（予算・決定）

予算及び決算は、理事会の承認を得るものとする。

### 第十九条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以て終わる。

## 第八章 特別加入

### 第二十条（特別加入）

本会の目的に賛同し、加入を希望する全国的な教育研究団体は、理事会の承認を得て、加入することができる。この団体の代表者は、会長の承認を得て、理事会に出席することができる。

## 第九章 会則改正

### 第二十一条（会則改正）

この会則の改正は、理事会において承認を得るものとする。

#### 付則

- 1 この会則は昭和五十一年六月二十九日より施行する。
- 2 この会則は令和七年二月十四日より施行する。
- 3 必要に応じて細則を設けることができる。